

人事異動等に伴う事務手続き

提出していただく書類には、将来のご自分の年金もしくは医療保険にかかわる大切なものがありますので下記の「区分」により、○印のついた書類を忘れずに提出願います。

提出書類		異動報告書	資格取得届書	年金加入期間等報告書 *1	履歴書のコピー (採用時に任命権者へ提出する履歴書の コピー) *2	辞令のコピー	基礎年金番号通知書のコピー	年金手帳のコピー又は 基礎年金番号通知書のコピー	転入届書	転出届書	任意継続組合員申出書	組合員証 (被扶養者証・高齢受給者証)	被扶養者認定申告書 *3	記載事項変更申告書	国民年金第3号被保険者資格取得届 (被扶養配偶者の年金手帳のコピー又は 基礎年金番号通知書のコピーを添付) *4
区 分															
所属所異動(石川支部内での異動)		○													
新規採用者	県費職員	○	○	○	○			○					○		○
	大学法人・市町費職員	○	○	○	○	○	○	○					○		○
転入者(他の共済組合からの異動者)		○	○	○			○		○				○		○
転出者(他の共済組合への異動者)		○								○		○			
県費職員から大学法人・専従・市町費職員へ 大学法人・専従・市町費職員から県費職員へ		○										○		○	
公立学校 共済組合 間異動	他支部から石川支部へ *5	○	○	○			○		○			○	○		○
	石川支部から他支部へ *6	○								○					
退職者	任意継続組合員希望者 *7	○									○	○			
	再任用者(フルタイムのみ)	○										○		○	
	その他	○										○			

(注)

- *1 年金加入期間等報告書は、前歴の有無にかかわらず、新規採用者、転入者とも提出すること。
- *2 履歴書のコピーは、初めて組合員(初めて職員)となった場合に提出すること。
- *3 被扶養者認定申告書には、原則添付書類が必要です。
- *4 国民年金第3号被保険者資格取得届は、被扶養者に20歳以上60歳未満の配偶者がいる方に限ります。
- *5 組合員証等は、転出前の支部で交付をうけたものを提出すること
- *6 石川支部で交付した組合員証等は、新たに所属した支部へ提出すること。
- *7 退職日から20日以内に申し出ること。

※他の共済組合とは地方職員共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合等をいう。

退職・転出後は組合員証・被扶養者証・高齢受給者証等を早急に返還してください

- 退職・転出後はその翌日から当共済組合の組合員資格が無くなりますので、当共済組合の組合員証等では医療給付は受けられなくなります。
- 医療機関にかかった場合その医療費の全額を返還していただくこととなりますのでご注意ください。
- 再就職先又は、異動先にて新しい保険証が交付されない間でも使用しないでください。

記載事項変更申告書を提出してください

住所・氏名に
変更があったとき

組合員又は被扶養者の住所・氏名等に変更があった場合には、必ず「記載事項変更申告書」※を提出してください。
※様式は公立学校共済組合石川支部のホームページにあります。